災害待機宿舎電気器具の賃貸借
入 札 申 請 関 係 書 類

① 入札公告（写し）

② 入札説明書

③ 仕様書

④ 提出書類の注意事項

⑤ 契約書（ひな型）

⑥ 誓約書

⑦ 仕様確認申込書・入札用機器内訳書

⑧ 仕様等に関する質問書

⑨ 様式８（第５の 16 関係）誓約書

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課物品班　下野
〒６５０－８５６７
神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号
TEL　０７８－３６２－３６６６
FAX　０７８－３６２－３９２８

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月19日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

1　調達内容

(1) 調達物品及び数量

災害待機宿舎電気器具の賃貸借

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和９年１月１日（金）から令和13年12月31日（水）まで

(4) 納入場所

兵庫県災害待機北長狭宿舎・兵庫県災害待機下山手宿舎（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借料（月額）に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

2　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650―8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県出納局物品管理課　担当　下野
電話(078)362-3666　　ＦＡＸ(078)362－3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年11月26日（木）は午後４時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和８年12月３日（木）午前11時　出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和８年12月１日（火）午後５時から同年12月３日（木）午前11時まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に行うこと。

4　仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年11月26日（木）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所　前記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

仕様確認申込書

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ　提出方法　電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果　令和８年12月１日（火）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円

以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ　入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

災害待機宿舎電気器具の賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

災害待機宿舎電気器具の賃貸借

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和９年１月１日（金）から令和13年12月31日（水）まで

(5) 納入場所

兵庫県災害待機北長狭宿舎・兵庫県災害待機下山手宿舎（詳細は仕様書のとおり）

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年11月26日（木）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後８時まで（令和８年11月26日（木）は午後４時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年12月１日（火）午後５時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4　仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア　受付期間

令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年11月26日（木）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５-10-１）

電話番号(078)362－3666　ＦＡＸ(078)362－3928

ウ　提出書類

（ア）仕様確認

仕様確認申込書

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

仕様等に関する質問書

エ　提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年12月１日（火）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

5　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和８年11月19日（木）から同月26日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　開札の場所及び日時

(1) 場所　出納局物品管理課

(2) 日時　令和８年12月３日（木）午前11時

8　入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和８年12月１日（火）午後５時から同年12月３日（木）午前11時まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に入札を行うこと。

9　入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

(2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借料（月額）に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の 100 分の５以上の額を、令和８年12月２日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年12月２日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和８年12月21日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。

(3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13　入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年12月21日（月）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ　契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、

契約を締結しない。

16　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア　暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ　暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ　ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18　調達事務担当部局

〒650―8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５-10-１

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)362-3666）

仕　様　書

1　借上品目、数量等

No.	品名	規格等	数量	例示品
1	エアコン	①壁掛け型 ②冷房・暖房能力：８畳程度 ③電源：単相 100Ｖ ④白	30	三菱電機 MSZ-GV2526-W
2	冷蔵庫	【単身用住戸】 ①140 ﾘｯﾄﾙ、W500×D600×H1200mm 程度 ②２ドア（フリーザー＋冷蔵室） ③白、シルバー系	20	ハイセンス HR-D140KW
		【世帯用住戸】 ①300 ﾘｯﾄﾙ、W600×D600×H1600mm 程度 ②２ドア（フリーザー＋冷蔵室） ③白、シルバー系	6	ｱｲﾘｽｵｰﾔﾏ IRSN-IC-30B-W
3	洗濯機	①5.0kg、W560×D570×H1000mm 程度 ②全自動 ③白 ※世帯用住戸の６つには、衣類乾燥機ホース（ホースバンド付き）を含む	26	ビックアイデア BIM-W50A-W
4	液晶テレビ	①32 型 ②地上デジタル、ＢＳデジタル放送対応 ③黒 ※分波器を含む	26	アペックス AP3260BJ

2　リース期間（搬入日は別途協議とする。）

令和９年１月１日から 60 か月間

※令和９年１月１日から使用できるように、撤去・搬入・設置作業等を完了させること。

3　納入場所

災害待機北長狭宿舎（神戸市中央区北長狭通 5-1-19）及び兵庫県災害待機下山手宿舎（神戸市中央区下山手通 5-8-24）の各住戸

※各住戸に設置する電気器具は別表のとおり

4　契約における特記事項

(1) 契約期間内において、利用者の通常の使用によって発生した物品の故障による修繕については、契約業者負担により行うこととする。

(2) 既設のエアコン及び室外機の撤去・廃棄業務を含む（※ただし、撤去廃棄業務が必要なのは 23 台分)。

(3) 洗濯機はホースの取付け、契約期間満了後の洗濯機回収時の取外しを含むものとする。

(4) テレビは分波器及びその取付けを含むものとする。

(5) 納品は、物品搬入、設置搬入、設置及び調整をもって完了する。(使用可能な状態にすること。)

5　エアコン設置条件

(1) 既設エアコンの室外機への配管の穴はそのまま利用可能。

(2) 室内機横にコンセントあり。

(3) 配管の長さは５ｍ以内。

(4) 室外機は部屋のベランダに設置。

(5) 室外機から出る水はそのままベランダに排水可。

6　その他

(1) 搬入にあたっては、スケジュール及び建物等の養生（破損防止）について、危機管理部総務課担当者との調整を図ること。

(2) 納品にあたっては、危機管理部総務課担当者の立ち会いを要するものとする。

(3) 搬入・廃棄作業は階段作業となる。

(4) 既設のエアコン撤去に係る家電リサイクル料が必要な場合は、1,819 円/台（税抜）を目安として算出すること。また、撤去・廃棄・搬入・設置・備品取付に係る費用や既設のエアコン撤去に係る家電リサイクル料も含めてリース料に計上すること（ただし、撤去廃棄が必要なエアコンの台数は 23 台分)。

(5) 各種家電の設置搬入にあたっては、既設の家電の撤去完了後に行うこと。

（別　表）

宿舎名	号室	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
北長狭宿舎	201	1	1	1	1
	202	1	1	1	1
	203	1	1	1	1
	204 （世帯用）	2	1	1	1
	301	1	1	1	1
	302	1	1	1	1
	303	0	1	1	1
	304 （世帯用）	2	1	1	1
	401	1	1	1	1
	402	1	1	1	1
	403	1	1	1	1
	404 （世帯用）	2	1	1	1
	501	1	1	1	1
	502	1	1	1	1
	503	1	1	1	1
	504 （世帯用）	2	1	1	1
下山手宿舎	201	1	1	1	1
	202 （世帯用）	2	1	1	1
	301	1	1	1	1
	302 （世帯用）	2	1	1	1
	401	0	1	1	1
	402	1	1	1	1
	403	1	1	1	1
	501	1	1	1	1
	502	1	1	1	1
	503	1	1	1	1
合　計（台　数）		30	26	26	26

提出書類の注意事項

１　参加申請・質問・仕様確認申込書等の提出について（令和８年11月26日（木）午後４時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

※　参加申請時に下記の仕様確認申込書等のファイルを添付し、提出することができます。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに物品管理課担当まで提出してください。可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（ＦＡＸ及び持参による提出を妨げるものではありません。）

事前に仕様確認が必要です。仕様確認申込書及び仕様がわかるもの（カタログ等）を期日までに物品管理課担当まで提出してください。電子入札共同運営システム、ＦＡＸ及び持参のいずれかの方法により提出願います。事前確認のうえ、仕様を満たすものと認められた機種以外での入札は無効となりますのでご注意ください。

質問及び仕様確認の結果の回答は、**令和８年12月１日（火）**午後５時頃を予定しています。

２　入札保証金の納付及び免除について（令和８年12月２日（水）正午締切）

①　入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

②　２年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途送付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

３　入札書提出の際に必要となる入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。入札内訳書には、上記１により認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

４　入札額について

入札額は、１箇月あたりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含めない額）としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

５　開札日時：令和８年12月３日（木）午前11時

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和８年12月１日（火）午後５時から令和８年12月３日（木）午前11時までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前９時から午後８時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

６　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、**再入札の期限は、令和８年12月10日（木）午前11時**を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

７　契約時について（落札業者のみ）

(1)　契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア　書面の契約書の場合

物品管理課で準備する２通の契約書に記名・押印してください。

イ　電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2)　契約保証金

落札された場合、本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の 16 関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が 200 万円以下の場合は、契約保証金を免除します。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班　下野
TEL:078－362－3666　FAX:078－362－3928 メールアドレス:Chie_Shimono@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL:0120－554－538　平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後6時まで（正午から午後1時までを除く）

賃　貸　借　契　約　書（案）

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、災害待機宿舎電気器具（以下「物件」という。）の賃貸借について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第１条　甲は、乙から別表の物件を賃借し、乙は、甲に当該物件を賃貸する。

２　物件及び設置場所は、別表記載のとおりとする。

（賃貸借期間）

第２条　賃貸借期間は、令和９年１月１日から令和 13 年 12 月 31 日までとする。

（賃貸借料）

第３条　賃貸借料は、月額金　　円（うち消費税及び地方消費税の額金　　円）とする。ただし、契約期間中に１か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料は、日割計算により算出するものとする。なお、当該金額に１円未満の端数を生じるときは、その金額を切り捨てるものとする。

（賃貸借料の請求）

第４条　乙は、毎月 10 日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第５条　甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受理した日から 30 日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、金　　円とする。

（秘密の保持）

第７条　乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（セキュリティ対策）

第９条　乙は、この契約の履行における情報セキュリティ対策のために、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」（令和８年兵庫県告示第 295 号の２。次項において「指針」という。）とその実施手順、及び別添「兵庫県行政情報ネットワーク運用管理要綱」を守らなければならない。

２　指針及び実施手順が改正された場合、乙は、当該改正の施行期日から改正後の指針及び実施手順を守らなければならない。

３　甲は、乙が前２項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

４　甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

（権利、義務の譲渡禁止）

第 10 条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならな

い。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。
（委託の禁止）
第 11 条　乙は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　前項における主体的部分とは、この契約における総合的な企画及び判断並びに管理部分をいう。
３　乙は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「一部委託」という。）てはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等（以下「一部委託に関する事項」という。）を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に一部委託することができる。
４　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
５　乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合（２次委託）には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、３次委託以降も同様とする。
６　一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
７　乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
（使用及び管理）
第 12 条　甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用及び管理するものとする。
（物件の維持及び費用）
第 13 条　乙は、甲から故障の通知があったときは、遅滞なく乙の責任において、物件が良好な状態で稼動できるよう必要な費用を負担して修理するものとし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。
２　甲は、物件の修理が必要である場合において、次に掲げるときは、その修理をすることができるものとする。
（１）乙が、前項に規定する通知があってから相当の期間内に必要な修理をしないとき。
（２）急迫の事情があるとき。
３　前項の場合において、甲は、その修理に要した費用を支出したときは、乙に対してその費用の償還を請求できるものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理が必要になったときは、この限りでない。
（所有者の表示）
第 14 条　乙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。
（保険）
第 15 条　乙は、物件につき乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。
（履行遅滞の場合の違約金）
第 16 条　乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年 10.75％の割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。
（損害賠償）
第 17 条　乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は乙が動産総合保険で補償された

場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。
（搬入・搬出料金）
第 18 条　物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙の負担とする。
（甲の通知義務）
第 19 条　甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。
２　甲は、物件について盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。
（物件の返還）
第 20 条　甲は、契約期間が満了したときは、設置場所において物件を乙に返還するものとする。
２　前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
（契約の解除）
第 21 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（１）契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
（２）乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
第 21 条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
（２）乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
（３）乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。
第 21 条の３　甲は、第 21 条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
２　甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
３　甲は、前２条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
４　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
５　第２項又は第３項の規定により契約が解除された場合に、乙に損害が生じたときには、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することができる。
６　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
（１）賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の 10 分の１に相当する額。
（２）賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの

期間に対する契約金額の 10 分の１に相当する額。

７　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

８　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第 22 条　甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情のある場合を除き、契約を解除するものとする。

（１）暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

（２）暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第４項及び第６項から第８項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第 23 条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

（１）乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

（２）前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第 24 条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第 25 条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第 26 条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

（１）刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６による刑が確定したとき。

（２）刑法第 198 条による刑が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

（４）公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

（５）前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（調査への協力）

第 27 条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、

乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（その他）

第 28 条　この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

乙　　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（別表）

品　目	型　式	メーカー	数量
エアコン			
			30
冷蔵庫（単身用）			
			20
冷蔵庫（世帯用）			
			6
洗濯機			
			26
液晶テレビ			
			26
その他（撤去、廃棄、搬入、設置、備品取付、家電リサイクル料等）			

納品場所　兵庫県災害待機北長狭宿舎・兵庫県災害待機下山手宿舎（詳細は仕様書のとおり）

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

⑴　乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者　（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

⑵　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

⑴　乙に対し第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑵　特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

３　甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）

第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

３　乙は、受注関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

４　乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑵　乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

⑶　特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

第７　乙又は受注関係者は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令

⑴　労働基準法（昭和22年法律第49号）
⑵　労働組合法（昭和24年法律第174号）
⑶　最低賃金法（昭和34年法律第137号）
⑷　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
⑸　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
⑹　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
⑺　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
⑻　労働契約法（平成19年法律第128号）
⑼　健康保険法（大正11年法律第70号）
⑽　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
⑾　雇用保険法（昭和49年法律第116号）
⑿　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

災害待機宿舎電気器具の賃貸借

2 誓約事項

⑴ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

⑵ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

⑶ 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

⑷ 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

⑸ 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 県に対し、上記⑵の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話 ( ) ー 番
電子メール

別表(誓約事項⑴関係)

労働関係法令
(1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
(2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
(3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
(4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
(8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
(9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
(10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
(11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所

会 社 名

代表者名

電　　話

電子メール

仕様確認申込書（内訳書）

会社名

担当者名

電話

MAIL

FAX

案件名	災害待機宿舎電気器具の賃貸借

品　目	型　式	メーカー	数量
エアコン			
冷蔵庫（単身用）			
冷蔵庫（世帯用）			
洗濯機			
液晶テレビ			
その他（撤去、廃棄、搬入、設置、備品取付、家電リサイクル料等）			

※エアコン・冷蔵庫・洗濯機・液晶テレビ・その他（撤去、廃棄、搬入、設置、備品取付、家電リサイクル料等）全ての項目について記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

※　行が不足する場合は適宜追加して記入してください。

入 札 用 （内訳書）

会社名	
担当者名	
電話	
MAIL	
FAX	

案件名	災害待機宿舎電気器具の賃貸借

品 目	型 式	メーカー	数量
エアコン			
冷蔵庫（単身用）			
冷蔵庫（世帯用）			
洗濯機			
液晶テレビ			
その他（撤去、廃棄、搬入、設置、備品取付、家電リサイクル料等）			

1箇月あたりの賃貸借料 （消費税及び地方消費税を含まない）	円

※応札する物品の型式及びメーカーを記入してください。

※ 行が不足する場合は適宜追加して記入してください。

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

案件名	災害待機宿舎電気器具の賃貸借

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

災害待機宿舎電気器具の賃貸借

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。